

鹿児島大学農学部学術報告投稿要領

平成27年6月24日
学術報告編集委員会決定

(趣旨)

第1 この要領は、鹿児島大学農学部学術報告の投稿方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(投稿の申込み)

第2 投稿予定者は、学術報告編集委員会(以下「編集委員会」という。)が決定した期日までに、投稿申し込み(別紙様式1)により、各学科の学術報告編集委員(以下「編集委員」という。)へ申し出るものとする。

(原稿の校閲及び受理)

第3 投稿された原稿は、編集委員会が選定した校閲者による校閲を受ける。校閲終了後に編集委員が原稿を受理した年月日を受理年月日とし、受付期限は委員会が決定した期日までとする。

(投稿資格)

第4 投稿資格は、次のとおりとする。

- (1) 筆頭著者は、本学部の常勤の教員(退職者を含む。)とする。
- (2) 筆頭著者が前号以外の場合は、同号に定める者を責任著者とする。
- (3) 編集委員会が必要と認めた者

(投稿区分)

第5 投稿区分は、次のとおりとする。

- (1) 総説:学界において認められた業績、最近の国内外の研究又は研究動向等を解説したもの
- (2) 原著:研究論文
- (3) 技術講座:技術及び検査方法等を教育的に解説したもの
- (4) 資料:農学に関する学術情報、統計等を解説的に紹介したもの

(原稿の作成)

第6 原稿の作成については、別に定める「鹿児島大学農学部学術報告に係る執筆要領」により作成する。

(提出方法)

第7 原稿は一括して大形封筒に入れ、原稿送り状(別紙様式2又は3)を貼り付け編集委員に提出する。送り状に記載する事項は、著者名、所属研究室名、連絡責任者の著者名、所属、表題、原稿(本文、図、表、写真等)とする。校閲終了後には、原稿とともに原稿を保存した電子媒体(CD等)を提出する。

(英文校閲)

第8 英文原稿は、著者の責任において文法上の誤りのないようにし、提出前に熟達者の校閲を受けることとする。外国人英文校閲者の紹介は、編集委員会では行わないものとする。

(編集委員会)

第9 鹿児島大学農学部学術報告の編集は、編集委員会で行う。編集委員会が必要と認めた場合には、著者に原稿の改訂を要求し又は説明を求めることができる。校正は著者が行い、校正刷の受渡しは編集委員を経る。著者校正は原則として三校までとし、単に誤植の訂正にとどめるものとする。

(著作権)

第10 学術報告の著作権は編集委員会に帰属し、学術報告を他に利用しようとする場合、当該利用者は、事前に編集委員会の許可を得なければならない。

(原稿の処理等)

第11 この要領に定めのない事項は、編集委員会において決定する。

(雑則)

第12 この要領の改廃は、編集委員会の議決を経て行わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年6月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。